

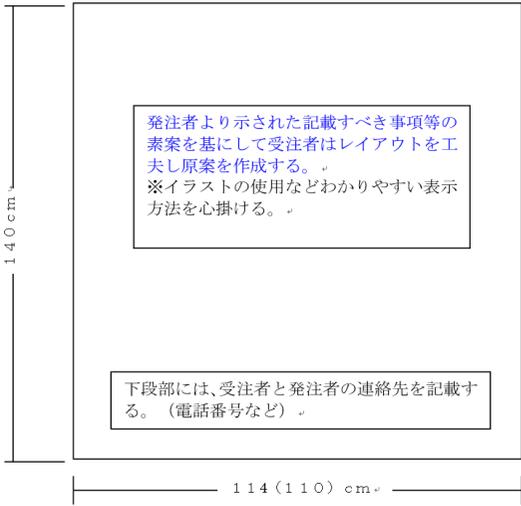
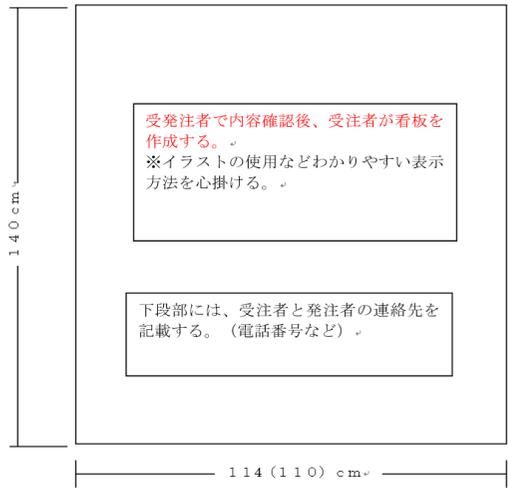
令和6年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和5年12月版）					新条文（令和6年9月版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
1	1	1	6	1	1	1	1	6	1	この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。	この場合、受注者は、 <b>施工計画書</b> に以下の <b>該当する</b> 事項について記載しなければならない。	補足・追記
1	1	1	6	1	1	1	1	6	1	(18)その他	(18)その他 <b>（例：総合評価に関する事項等）</b>	補足・追記
1	1	1	6	2	1	1	1	6	2	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更 <b>（工期や数量等の軽微な変更は除く）</b> が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。	補足・追記
1	1	1	11	1	1	1	1	11	1	受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、 <b>特別の事情がない限り契約書に定める工事開始期日以降30日以内に工事着手</b> しなければならない。	受注者は、特記仕様書に <b>工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手</b> しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	21	4	1	1	1	21	4	また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆 <b>が見やすい</b> 場所に掲げなければならない。	また、受注者は、法令等に基づき、 <b>工事現場において</b> 再生資源利用計画を公衆 <b>の見やすい</b> 場所に掲げなければならない。	表現修正
1	1	1	21	6	1	1	1	21	6	また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆の <b>見えやすい</b> 場所に掲げなければならない。	また、受注者は、法令等に基づき <b>工事現場において</b> 、再生資源利用促進計画を公衆 <b>の見やすい</b> 場所に掲げなければならない。	表現修正
1	1	1	21	7	1	1	1	21	7	工事現場内の <b>土砂</b> の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った <b>土壌汚染対策法</b> 等の手続き状況や、	工事現場内の <b>土地</b> の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った <b>土壌汚染対策法</b> 等の手続き状況や、	誤記修正
1	1	1	24	1	1	1	1	24	1	受注者は、品質証明の対象工事（当初請負金額が1億円以上の工事 <b>および</b> 低入札価格調査対象工事）の場合には、次の各号によるものとする。	受注者は、品質証明の対象工事（当初請負金額が1億円以上の工事 <b>または</b> 低入札価格調査対象工事）の場合には、次の各号によるものとする。	表現修正
1	1	1	33	1	1	1	1	33	1	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達 <b>令和4年2月</b> ）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達平成17年3月31日）、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）及び森林土木工事安全施工技術指針（林野庁平成29年11月10日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。	受注者は、 <b>最新の</b> 土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達平成17年3月31日）、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）及び森林土木工事安全施工技術指針（林野庁平成29年11月10日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。	更新
1	1	1	39	5	1	1	1	39	5	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（ <b>令和3年9月改正</b> 内閣府・国土交通省令第4号）	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（ <b>令和5年3月改正</b> 内閣府・国土交通省令第1号）	更新

令和6年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和5年12月版)					新条文 (令和6年9月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条		項	新条文
1	1	1	39	14	受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正 政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	39	14	受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。また、道路交通法施行令（令和5年3月改正 政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	更新
1	1	1	39	15	受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。また、受注者は、運搬計画どおり運行していることを確認すると共に、確認を行った資料を整理保管し、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。	1	1	1	39	15	受注者は、前項の規定に該当する場合、運搬計画どおり運行していることを確認すると共に、確認を行った資料を整理保管し、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。	重複表記の省略
1	1	1	41	1	(10) 健康保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)	1	1	1	41	1	(10) 健康保険法 (令和5年5月改正 法律第31号)	更新
1	1	1	41	1	(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和3年6月改正 法律第69号)	1	1	1	41	1	(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和4年12月改正 法律第97号)	更新
1	1	1	41	1	(15) 道路交通法 (令和4年4月改正 法律第32号)	1	1	1	41	1	(15) 道路交通法 (令和5年5月改正 法律第19号)	更新
1	1	1	41	1	(16) 道路運送法 (令和2年6月改正 法律第36号)	1	1	1	41	1	(16) 道路運送法 (令和5年4月改正 法律第18号)	更新
1	1	1	41	1	(22) 港湾法 (令和4年3月改正 法律第7号)	1	1	1	41	1	(22) 港湾法 (令和4年11月改正 法律第87号)	更新
1	1	1	41	1	(40) 電気事業法 (令和4年6月改正 法律第74号)	1	1	1	41	1	(40) 電気事業法 (令和5年6月改正 法律第44号)	更新
1	1	1	41	1	(41) 消防法 (令和3年5月改正 法律第36号)	1	1	1	41	1	(41) 消防法 (令和5年6月改正 法律第58号)	更新
1	1	1	41	1	(43) 建築基準法 (令和4年5月改正 法律第55号)	1	1	1	41	1	(43) 建築基準法 (令和5年6月改正 法律第58号)	更新
1	1	1	41	1	(63) 厚生年金保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)	1	1	1	41	1	(63) 厚生年金保険法 (令和5年3月改正 法律第3号)	更新
1	1	1	41	1	(68) 所得税法 (令和4年6月改正 法律第71号)	1	1	1	41	1	(68) 所得税法 (令和5年6月改正 法律第44号)	更新
1	1	1	41	1	(70) 船員保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)	1	1	1	41	1	(70) 船員保険法 (令和5年5月改正 法律第31号)	更新
1	1	1	41	1	(72) 電波法 (令和4年6月改正 法律第70号)	1	1	1	41	1	(72) 電波法 (令和4年12月改正 法律第93号)	更新
1	1	1	41	1	(74) 労働保険の保険料の徴収に関する法律 (令和3年6月改正 法律第58号)	1	1	1	41	1	(74) 労働保険の保険料の徴収に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号)	更新
1	1	1	41	1	(75) 農薬取締法 (令和元年12月改正 法律第62号)	1	1	1	41	1	(75) 農薬取締法 (令和5年5月改正 法律第36号)	更新

令和6年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和5年12月版)						新条文 (令和6年9月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	41	1	(76) 毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正 法律第66号)	1	1	1	41	1	(76) 毒物及び劇物取締法 (令和5年5月改正 法律第36号)	更新
1	1	1	41	1	(80) 個人情報の保護に関する法律 (令和4年5月改正 法律第54号)	1	1	1	41	1	(80) 個人情報の保護に関する法律 (令和5年11月改正 法律第79号)	更新
1	1	1	41	1	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和2年6月改正 法律第42号)	1	1	1	41	1	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和5年6月改正 法律第58号)	更新
1	1	1	57	2	工事PR看板は、2枚製作することを標準とする。受注者は、工事PR看板を工事起終点付近の一般県民の見やすい位置に設置することとするが、現場管理や交通安全上支障がない場所としなければならない。なお、監督員が別途指示する場合は監督員の指示に従わなければならない。	1	1	1	57	2	工事PR看板の設置は、工事箇所ごと最低1箇所とし、PR効果が望める位置とする。ただし、維持修繕や移動を伴う工事等、これによりがたい場合は、規格及び設置箇所について、発注者に確認すること。	表現修正
1	1	1	57	2	 <p>発注者より示された記載すべき事項等の素案を基にして受注者はレイアウトを工夫し原案を作成する。 ※イラストの使用などわかりやすい表示方法を心掛ける。</p> <p>下段部には、受注者と発注者の連絡先を記載する。(電話番号など)</p> <p>看板の規格は、「道路工事及び工事事用機材等現場における道路標識、標示施設及び防護施設等の設置要領」の改正について(平成19年3月30日付け道管第243号、道保第151号)にある「道路工事」、「まわり道」、「車両通行止」の標示板と同等のものとする。</p>	1	1	1	57	2	 <p>受発注者で内容確認後、受注者が看板を作成する。 ※イラストの使用などわかりやすい表示方法を心掛ける。</p> <p>下段部には、受注者と発注者の連絡先を記載する。(電話番号など)</p> <p>看板の規格は、「道路工事及び工事事用機材等現場における道路標識、標示施設及び防護施設等の設置要領」の改正について(平成19年3月30日付け道管第243号、道保第151号)にある「道路工事」、「まわり道」、「車両通行止」の標示板と同等のものとする。</p>	表現修正
1	1	1	57	3	受注者は、2の表示内容について、看板に記載すべき事項を監督員と協議する。受注者は、監督員の指示に基づきレイアウト原案を作成し、監督員の承諾を得た後に看板を製作しなければならない。	1	1	1	57	3	工事看板は、受発注者間で内容を確認した後、受注者が看板を作成し、工事現場に設置するものとする。	表現修正

令和6年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和5年12月版)					新条文 (令和6年9月版)					改定理由																																															
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																
1	1	1	59		1	1	1	59		受注者は、 <b>設計図書においてV E提案対象工事であることを明示された</b> 場合において、V E提案を行う場合は、V E提案書の様式を記載し、発注者に提出しなければならない。V E提案の適用範囲及び取扱いは経済産業部契約後V E方式実施要領の規定による。	受注者は、 <b>原則、予定価格1千万円以上の工事の場合</b> において、V E提案を行う場合は、V E提案書の様式を記載し、発注者に提出しなければならない。V E提案の適用範囲及び取扱いは経済産業部契約後V E方式実施要領の規定による。	表現修正																																													
1	3	1	3		1	3	1	3		受注者は、コンクリートの施工に当たり、設計図書に定めのない事項については、「 <b>コンクリート標準示方書 (施工編) [2017年制定]</b> 」 (土木学会、2018年3月)	受注者は、コンクリートの施工に当たり、設計図書に定めのない事項については、「 <b>土木学会 コンクリート標準示方書 [2023年制定] (施工編)</b> 」 (土木学会、2023年9月)	更新																																													
1	3	2	1		1	3	2	1		土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) [2017年制定] (2018年3月)	土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) [2023年制定] (2023年9月)	更新																																													
1	3	2	1		1	3	2	1		土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) [2017年制定] (2018年3月)	土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) [2023年制定] (2023年3月)	更新																																													
1	3	5	4	2	1	3	5	4	2	<p>表3-2 計量値の許容差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>±1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>±1</td> </tr> <tr> <td>骨 材</td> <td>±3</td> </tr> <tr> <td>混 和 材*</td> <td>±2</td> </tr> <tr> <td>混 和 剤</td> <td>±3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の場合は、±1 (%) 以内</p>	材料の種類	最大値 (%)	水	±1	セメント	±1	骨 材	±3	混 和 材*	±2	混 和 剤	±3	<p>表3-2 計量値の許容差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>計量値の許容差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨 材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混 和 材*</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>混 和 剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1 (%) とする。</p>	材料の種類	計量値の許容差 (%)	水	1	セメント	1	骨 材	3	混 和 材*	2	混 和 剤	3	基準類の改定に伴う修正																					
材料の種類	最大値 (%)																																																								
水	±1																																																								
セメント	±1																																																								
骨 材	±3																																																								
混 和 材*	±2																																																								
混 和 剤	±3																																																								
材料の種類	計量値の許容差 (%)																																																								
水	1																																																								
セメント	1																																																								
骨 材	3																																																								
混 和 材*	2																																																								
混 和 剤	3																																																								
1	3	5	4	2	1	3	5	4	2	表3-2に示した許容差内である場合には、 <b>容積</b> で計量してもよい。	表3-2に示した許容差内である場合には、 <b>体積</b> で計量してもよい。	基準類の改定に伴う修正																																													
1	3	6	9	2	1	3	6	9	2	養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて <b>適切に定めなければならない</b> 。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3-3を <b>標準</b> とする。	養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、 <b>施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする</b> 。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3-3を <b>目安</b> とする。	基準類の改定に伴う修正																																													
1	3	6	9	2	1	3	6	9	2	<p>表3-3 コンクリートの標準養生期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 寒中コンクリートの場合は、第1編第3章10節寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日	<p>表3-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">日平均気温</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>中粒ポルトランドセメント</th> <th>低粒ポルトランドセメント</th> </tr> <tr> <th>セメント</th> <th>セメント</th> <th>セメント</th> <th>セメント</th> <th>セメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>3日</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>8日</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>4日</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>9日</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>5日</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>12日</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。 [注] 寒中コンクリートの場合は、第1編第3章10節寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>	日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	中粒ポルトランドセメント	低粒ポルトランドセメント	セメント	セメント	セメント	セメント	セメント	15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日	10℃以上	4日	7日	9日	9日	※	5℃以上	5日	9日	12日	12日	※	基準類の改定に伴う修正
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント																																																						
15℃以上	5日	7日	3日																																																						
10℃以上	7日	9日	4日																																																						
5℃以上	9日	12日	5日																																																						
日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	中粒ポルトランドセメント	低粒ポルトランドセメント																																																				
	セメント	セメント	セメント	セメント	セメント																																																				
15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日																																																				
10℃以上	4日	7日	9日	9日	※																																																				
5℃以上	5日	9日	12日	12日	※																																																				

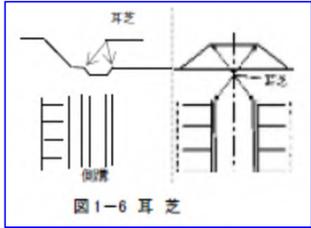
令和6年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和5年12月版)					新条文 (令和6年9月版)					改定理由																																																						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条		項	新条文																																																				
1	3	7	3	3	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）〔2017年制定〕本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2018年3月）の規定による。	1	3	7	3	3	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）〔2023年制定〕本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2023年3月）の規定による。	更新																																																				
1	3	9	2	3	打設時のコンクリート温度は、35℃以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。	1	3	9	2	3	打設時のコンクリート温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は、35℃とする。	基準類の改定に伴う修正																																																				
1	3	10	3	5	<p>表3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕 W/C=55%の場合を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減する。</p>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	1	3	10	3	5	<p>表3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 厳しい気象条件</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解する程度の気象条件</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕 W/C=55%の場合を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減する。</p>	5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	基準類の改定に伴う修正
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類																																																														
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																												
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日																																																												
	10℃	7日	4日	9日																																																												
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日																																																												
	10℃	3日	2日	4日																																																												
5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類																																																														
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																												
(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日																																																												
	10℃	7日	4日	9日																																																												
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日																																																												
	10℃	3日	2日	4日																																																												
1	3	12	2	7	トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。	1	3	12	2	7	トレミー、コンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋を使用してコンクリートを打設するものとする。	基準類の改定に伴う修正																																																				
1	3	12	2	9	受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。	1	3	12	2	9	受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由に移動できる大きさとし、打設中は、先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動してはならない。	基準類の改定に伴う修正																																																				
1	3	12	3	1	受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工に当たり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	1	3	12	3	1	受注者は、海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要に性能が損なわれないように施工しなければならない。	基準類の改定に伴う修正																																																				
1	3	12	3	2	受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリート	1	3	12	3	2	受注者は、設計図書に示す最高潮位から上600mm及び最低潮位から下600mmの間のコンクリート	基準類の改定に伴う修正																																																				
1	3	13	3	3	受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計算しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積計算してよいものとする。	1	3	13	3	3	受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜ、表3-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	基準類の改定に伴う修正																																																				

令和6年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和5年12月版)					新条文 (令和6年9月版)					改定理由																																																								
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																									
2	2	3	1	1	JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 付属書A (レディーミクストコンクリート用骨材)	2	2	3	1	1	JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 付属書JA (レディーミクストコンクリート用骨材)	JIS改正																																																						
2	2	6	1	2	受注者は、セメントを <b>防湿的な構造</b> を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	2	2	6	1	2	受注者は、セメントを <b>防湿構造</b> を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	基準類の改定に伴う修正																																																						
2	2	6	3	5	急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編) JSCE-D102-2018吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会平成30年10月)の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	5	急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編) [2023年制定] JSCE-D102-2023吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会2023年9月)の規格に適合するものとする。	更新																																																						
2	2	6	4		コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道またはJIS A 5308レディーミクストコンクリート) 付属書C (レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水) の規格に適合するものとする。	2	2	6	4		コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道またはJIS A 5308レディーミクストコンクリート) 付属書JC (レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水) の規格に適合するものとする。	JIS改正																																																						
2	2	8	3	1	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和4年2月改正政令第51号)	2	2	8	3	1	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和5年9月改正政令第276号)	更新																																																						
3	1	2	1		環境省 水質汚濁に係る環境基準について(環境省告示第62号)(令和3年10月)	3	1	2	1		環境省 水質汚濁に係る環境基準(環境省告示第6号)(令和5年3月)	更新																																																						
3	1	2	1		日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧(平成9年12月)	3	1	2	1		日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧(令和5年2月)	更新																																																						
3	1	2	1		労働省 騒音障害防止のためのガイドライン(平成4年10月)	3	1	2	1		労働省 騒音障害防止のためのガイドライン(令和5年4月)	更新																																																						
3	1	2	1		土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)[2018年制定](2018年10月)	3	1	2	1		土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定](2023年9月)	更新																																																						
3	1	3	14	2	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・(規準編)[2018年制定]」(土木学会、2018年10月)における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。	3	1	3	14	2	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・(規準編)[2023年制定]」(土木学会、2023年9月)における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。	更新																																																						
3	1	6	11	6	<p>表1-39(1) 接着剤の規格(コンクリート床版用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">アスファルト系(ゴム入り) 溶剤型</th> <th colspan="2">ゴム系溶剤型</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>1次プライマー</th> <th>1次プライマー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間(20℃)</td> <td>60分以内</td> <td>30分以内</td> <td>60分以内</td> <td>JIS K 5600-1*1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>20以上</td> <td>10以上</td> <td>25以上</td> <td>JIS K 6833-1,2 *2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1*1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。(例:コンクリート床版の場合はコンクリートブロック又はモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する) *2 試験方法は、JIS K 6833-1,2、JIS K 6387-1,2などを参考に実施する。</p>	項目	アスファルト系(ゴム入り) 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法	1次プライマー	1次プライマー	指触乾燥時間(20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5600-1*1	不揮発分(%)	20以上	10以上	25以上	JIS K 6833-1,2 *2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1*1	耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1*1	3	1	6	11	6	<p>表1-39 接着剤の規格(コンクリート床版用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">アスファルト系(ゴム入り) 溶剤型</th> <th colspan="2">ゴム系溶剤型</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>1次プライマー</th> <th>2次プライマー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間(20℃)</td> <td>60分以内</td> <td>30分以内</td> <td>60分以内</td> <td>JIS K 5600-1*1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>20以上</td> <td>10以上</td> <td>25以上</td> <td>JIS K 6833-1,2 *2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1*1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。(例:コンクリート床版の場合はコンクリートブロック又はモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する) *2 試験方法は、JIS K 6833-1,2、JIS K 6387-1,2などを参考に実施する。</p>	項目	アスファルト系(ゴム入り) 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法	1次プライマー	2次プライマー	指触乾燥時間(20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5600-1*1	不揮発分(%)	20以上	10以上	25以上	JIS K 6833-1,2 *2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1*1	耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1*1	条文追加による番号の修正・誤植
項目	アスファルト系(ゴム入り) 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法																																																														
		1次プライマー	1次プライマー																																																															
指触乾燥時間(20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5600-1*1																																																														
不揮発分(%)	20以上	10以上	25以上	JIS K 6833-1,2 *2																																																														
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1*1																																																														
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1*1																																																														
項目	アスファルト系(ゴム入り) 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法																																																														
		1次プライマー	2次プライマー																																																															
指触乾燥時間(20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5600-1*1																																																														
不揮発分(%)	20以上	10以上	25以上	JIS K 6833-1,2 *2																																																														
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1*1																																																														
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1*1																																																														

令和6年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和5年12月版)					新条文 (令和6年9月版)					改定理由																														
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																															
3	1	6	11	6	<table border="1"> <caption>表1-39(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)プライマーの品質</caption> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>溶剤型</th> <th>水性型</th> <th>水性型</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間 (23℃) 分</td> <td>60分以内</td> <td>60分以内</td> <td>180分以内</td> <td>JIS K 5600-1*1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>20以上</td> <td>50以上</td> <td>35以上</td> <td>JIS K 6833-1,2 *2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1*1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] *1適用する床版の種類に応じた下地剤を使用する。 *2 試験方法は、JIS K 6833-1,2、JIS K 6387-1,2などを参考に実施する。 幕系床版防水層 (アスファルト加熱型) のプライマーは上表の品質による</p>					種類	溶剤型	水性型	水性型	試験方法	項目					指触乾燥時間 (23℃) 分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1*1	不揮発分 (%)	20以上	50以上	35以上	JIS K 6833-1,2 *2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1*1	耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1*1	削除
種類	溶剤型	水性型	水性型	試験方法																																				
項目																																								
指触乾燥時間 (23℃) 分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1*1																																				
不揮発分 (%)	20以上	50以上	35以上	JIS K 6833-1,2 *2																																				
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1*1																																				
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1*1																																				
3	1	14	2	6	 <p>図1-6 耳芝</p>					現場実装との整合																														
5	1	2	1		5	1	2	1		更新																														
5	4	2	1		5	4	2	1		更新																														
6	2	2	1		6	2	2	1		更新																														
6	2	2	1		6	2	2	1		更新																														
6	3	2	1		6	3	2	1		更新																														
6	5	2	1		6	5	2	1		更新																														
8	2	2	1		8	2	2	1		更新																														
8	2	4	10	4	8	2	4	10	4	表現修正																														
8	3	2	1		8	3	2	1		更新																														
9	1	2	1		9	1	2	1		更新																														
9	1	2	1		9	1	2	1		更新																														

令和6年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和5年12月版）					新条文（令和6年9月版）					改定理由																
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																	
9	1	2	1		国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月)	9	1	2	1	国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成29年3月)	更新															
9	1	2	1		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成25年5月)	9	1	2	1	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成24年5月)	更新															
9	1	5	2	2		9	1	5	2	2	有機質土壌改良材（針葉樹皮改良材）については、針葉樹皮の樹皮が分解しづらい性質を利用し、樹皮に加工を施して改良材としたもので、有害物が混入していないものとする。	追記														
9	1	5	2	2	有機質土壌改良材（バーク堆肥）については、樹皮に発酵菌を加えて完熟させたもので、有害物が混入していないものとする。	9	1	5	2	2	有機質土壌改良材（バーク堆肥）については、 <b>広葉樹または針葉樹</b> の樹皮に発酵菌を加えて完熟させたもので、有害物が混入していないものとする。 <b>なお、未熟なバーク堆肥を用いると窒素欠乏による生育阻害を起こす恐れがあるので注意しなければならない。</b>	追記														
9	1	5	2	2	バーク堆肥、泥炭系及び下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）以外の有機質土壌改良材については、有害物が混入していないものとする。	9	1	5	2	2	<b>針葉樹皮改良材</b> 、バーク堆肥、泥炭系及び下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）以外の有機質土壌改良材については、有害物が混入していないものとする。	追記														
9	1	6	1	2	「のり枠工の設計・施工指針第5章 施工」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）	9	1	6	1	2	「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）	追記														
9	2	3	2	2	(3) シバ類、その他地被類の材料の品質は表2-4シバ類の品質規格表及び表2-5その他地被類の品質規格表によるものとする。	9	2	3	2	2	(3) シバ類、 <b>草本類及び</b> その他地被類の材料の品質は表2-4シバ類の品質規格表及び表2-5 <b>草本類の品質規格表及び表2-6</b> その他地被類の品質規格表によるものとする。	追記														
9	2	3	2	2	空白	9	2	3	2	2	<p style="text-align: center;"><b>表2-5 草本類の品質規格表（案）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>形態</td> <td>植物の特性に応じた形態であること。</td> </tr> <tr> <td>花</td> <td>花芽の着花が良好かもしくは花及びつぼみが植物種の特性に応じた正常な形態や花色であること。</td> </tr> <tr> <td>葉</td> <td>正常な葉形、葉色を保ち、萎縮、徒長、蒸れがなく、生き生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込んであること。</td> </tr> <tr> <td>根</td> <td>根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。</td> </tr> <tr> <td>病害</td> <td>発生がないもの。</td> </tr> <tr> <td>虫害</td> <td>発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	規 格	形態	植物の特性に応じた形態であること。	花	花芽の着花が良好かもしくは花及びつぼみが植物種の特性に応じた正常な形態や花色であること。	葉	正常な葉形、葉色を保ち、萎縮、徒長、蒸れがなく、生き生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込んであること。	根	根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。	病害	発生がないもの。	虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。	追記
項 目	規 格																									
形態	植物の特性に応じた形態であること。																									
花	花芽の着花が良好かもしくは花及びつぼみが植物種の特性に応じた正常な形態や花色であること。																									
葉	正常な葉形、葉色を保ち、萎縮、徒長、蒸れがなく、生き生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込んであること。																									
根	根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。																									
病害	発生がないもの。																									
虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。																									
9	2	3	2	2	表2-5 その他地被類の品質規格表（案）	9	2	3	2	2	表2-6 その他地被類の品質規格表（案）	条文追加による番号修正														
9	2	3	2	4	JIS G 3452（配管用炭素鋼管）の規格品	9	2	3	2	4	JIS G 3452（配管用炭素鋼管）の規格品	誤植														
9	2	3	2	8	(1) 薬剤は、農薬取締法（令和元年 法律第62号）	9	2	3	2	8	(1) 薬剤は、農薬取締法（令和5年5月改正 法律第36号）	更新														
9	4	1	1		施設仕上げ工、公園施設等撤去・移設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	9	4	1	1		施設仕上げ工、 <b>構造物撤去工</b> 、公園施設等撤去・移設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	追記														

令和6年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和5年12月版)					新条文 (令和6年9月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条		項	新条文
9	4	1	2			9	4	1	2		構造物撤去工は第3編第1章第9節構造物撤去工の規定による。	追記
9	4	2	1		コンクリート標準示方書（設計編）[2022年制定]	9	4	2	1		コンクリート標準示方書（設計編）[2023年制定]	更新
9	4	2	1		コンクリート標準示方書（施工編）[2017年制定]（2018年3月）	9	4	2	1		コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定]（2023年9月）	更新
【品質証明実施基準】					【品質証明実施基準】							
					2. 適用 この基準は、当初請負金額が1億円以上の工事および低入札価格調査対象工事に適用する。						2. 適用 この基準は、当初請負金額が1億円以上の工事または低入札価格調査対象工事に適用する。	表現修正
					4. 実施方法 品質証明員は、下記の方法による品質確認を実施するものとする。						4. 実施方法 品質証明員は、下記の方法による品質確認を実施するものとする。なお、品質証明員の位置づけは、発注者における検査員に対応するものである。	追記
【農林土木工事共通仕様書「共通編」に基づく主な提出書類様式一覧表】					【農林土木工事共通仕様書「共通編」に基づく主な提出書類様式一覧表】							
											情報共有システムを使用する場合、指定する様式と内容に相違が無ければ、情報共有システム内の様式を使用するものとする。	追記
【編纂特記仕様書一覧表 農地】					【編纂特記仕様書一覧表 農地】							
					14 週休2日推進工事特記仕様書（受注者希望型）						削除	廃止
【編纂特記仕様書 編纂特記仕様書一覧表 森林】					【編纂特記仕様書 編纂特記仕様書一覧表 森林】							
					18 週休2日推進工事特記仕様書（受注者希望型）						削除	廃止